

1 広島県教科用図書選定審議会成立の要件確認

令和2年4月21日現在の委員数が20（過半数11）、書面表決書回収数が20であったので、過半数の委員の参加があったものとみなし、広島県教科用図書選定審議会規則第三条第二項により、会議は有効に成立した。

2 決議事項の結果

○ 採択基本方針について 賛成20 反対0 無効0  
過半数の賛成をもって別紙のとおり可決した。

○ 議事の公開について 賛成19 反対1 無効0  
過半数の賛成をもって会議の傍聴及び議事録の閲覧により議事を公開する旨を可決した。

3 質疑概要

委員 広島県教科用図書選定審議会は年3回の会議が計画されている中、新型コロナウイルス感染防止のため、第1回選定審議会は書面会議となった。今後、選定審議会（第2回、第3回）を計画どおりに行うためにどのような方法を考えているか。

事務局 採択の時期については、その教科用図書を使用する前年度の8月31日までに行わなければならないと政令で定められており、採択事務を円滑に進めるためには、審議会の日程を遅らせることはできないと考えている。

このため、最大限の新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで、例年どおりの日程で進める予定である。

具体的には、テレビ会議システムの活用や書面による審査などにより、人が集まったり、移動したりということを最小限にすることや、集まる場合でも人数や時間を最小限にしたうえで、三密を避けるための会場の工夫を行う。

一方で、教科書の採択事務に必要な公平・公正、情報の公開といったことが損なわれることの無いよう、国ともしっかり連携しながら手続きを進めていく。

委員 特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書の選定資料は、例年どおり作成するのか。また、前回と同じような内容になるのか。

事務局 例年どおり作成するが、内容を改善する。

これまで以上に学校の教科書選定に活用しやすい選定資料にするため、また、調査員の時間外勤務の軽減のため、調査の観点及び調査単元を精選・焦点化するとともに、調査結果の記載を具体化する予定である。

なお、資料の詳細については、第2回会議にて御審議いただく予定である。

委員 新しい学習指導要領の考え方を具体的に進めるうえで、特に「問いを創る」という観点から、教師と生徒が創り上げていく授業を視野に入れたテキストの在り方が大切と考える。（意見）

4 審議会の決議があったものとみなされた日

令和2年4月21日